

非 FIT 電力の地産地消に関する協定書

伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドは、伊丹市及び豊中市の公共施設に対し、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する非 FIT 電力の地産地消を協働して実施するにあたり、次の協定を締結する。

(総則)

第 1 条 伊丹市及び豊中市は、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する非 FIT 電力及びその電力の保有する非化石価値(以下「非 FIT 電力等」という。)の一部について、供給を受ける。

(供給電力)

第 2 条 伊丹市及び豊中市は、非 FIT 電力等について、豊中市伊丹市クリーンランドが別途本協定に基づく契約を締結する小売電気事業者(以下「指定小売業者」という。)を介して供給を受ける。

2 供給先である公共施設及び年間予定供給量、両市への供給価格の上限は、別途協議の上、決定するものとする。

3 豊中市伊丹市クリーンランドからの非 FIT 電力等供給期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

4 供給時間は、毎日 24 時間とする。ただし、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する電力は、常時変動するため、発電する電力量に対し、伊丹市及び豊中市の電力消費量が上回る場合は、指定小売業者が豊中市伊丹市クリーンランド以外から電源調達することにより、補填するものとする。

5 本地域の旧一般電気事業者が、自らが定める電気供給条件での新規受付を停止している場合、第 2 条第 2 項における別途協議が合意に至らない場合、又は、指定小売業者が決定しない場合には、翌年度の事業は実施しないことができる。

(電力料金)

第 3 条 伊丹市及び豊中市が供給を受ける電力料金については、各々が指定小売業者と随意契約を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日までとする。ただし、毎年 10 月 1 日又は豊中市伊丹市クリーンランドが翌年度の非 FIT 電力売却の契約手続を開始する日のどちらか早い日までに、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドのいずれからも更新しない旨の申し入れがないときは、更に 1 年間更新するものとし、その後の更新について

も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合には、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドが協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランド各々が記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和6年(2024年)10月29日

伊丹市

伊丹市長 藤原 保幸

豊中市

豊中市市長 長内 繁樹

豊中市伊丹市クリーンランド

豊中市伊丹市クリーンランド管理者

豊中市市長 長内 繁樹